

平成26年3月松伏町議会定例会提出議案概要

議案第 1 号

松伏污水272号線損傷事故に関する調査委員会条例

1 趣旨

町道6号線（河原町工区）道路築造工事（4工区）における松伏污水272号線損傷事故について、適正かつ公平な調査等を行うため、松伏污水272号線損傷事故に関する調査委員会を設置するもの

2 内容

(1) 所掌事務（第2条関係）

- ア 污水管損傷事故の事実関係の把握に関すること。
- イ 污水管損傷事故の原因の調査及び分析に関すること。
- ウ 污水管損傷事故の損害賠償責任に関すること。
- エ 事故の再発防止に関すること。

(2) 組織（第3条関係）

- ア 委員 3人
- イ 委員は、建設、土木又は法律に関し、識見又は経験のある者のうちから、町長が委嘱

(3) 委員の任期（第4条関係）

委嘱の日から報告書が町長へ提出された日まで

(4) 調査（第7条関係）

委員会は、所掌事務を遂行するために、次に掲げる方法により調査を行う。

- ア 町職員、工事請負業者及び設計業務受託者（以下「調査対象者」という。）に対して当該工事又は設計業務に関して陳述又は説明等を求めること。
- イ 調査対象者に対して、文書等の関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は污水管損傷事故現場その他の関係する現場において説明を求め、若しくは資料の確認をすること。
- ウ 委員会が所掌事務を遂行するため必要と認めた調査に対し、協力を求めること。

(5) 委員の報酬等（第9条関係）

- ア 報酬
 - 委員長 日額18,600円
 - 委員 日額16,200円
- イ 費用弁償 1日につき500円

(6) 報告書（第10条関係）

委員会は、その所掌事務に係る調査等を終えたときは、調査等の結果について記載した報告書を町長に提出しなければならない。

(7) 庶務（第11条関係）

委員会の庶務を担当する課 総務課

(8) 委任（第12条関係）

この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

3 施行期日等

- (1) 施行期日 公布の日
- (2) 失効期日 平成27年3月31日

議案第 2 号

町長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

- 1 趣旨
公職選挙法の一部改正に伴い、規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
選挙権及び被選挙権を有しない者について定めた公職選挙法第 11 条第 1 項から成年被後見人（同項第 1 号）が削除されたことに伴い、これを引用している次の 3 条例について規定の整備を行うもの
 - (1) 町長等の給与等に関する条例
 - (2) 松伏町教育委員会教育長の給与等に関する条例
 - (3) 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- 3 施行期日
公布の日

議案第 3 号

松伏町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準について定めるための条例の改正
- 2 内容
社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令に定める基準を参酌して次のとおり定める。
学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。
- 3 施行期日
平成 26 年 4 月 1 日

議案第 4 号

松伏町都市公園条例の一部を改正する条例

- 1 趣旨
テニスコートの改修に伴い使用料を改定し、及び規定の整備をするための条例の改正
- 2 内容
 - (1) 松伏記念公園テニスコート使用料の改定

	区分	使用単位	現 行	改定後
テニスコート	1 面	1 時間	500 円	600 円
 - (2) その他規定の整備
- 3 施行期日等
 - (1) 施行期日
平成 26 年 7 月 1 日
 - (2) 経過措置
改正後の使用料は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 5 号

松伏町下水道条例の一部を改正する条例

1 趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の制定に伴い、下水道使用料の消費税及び地方消費税相当分を改定するための条例の改正

2 内容

消費税及び地方消費税の税率が、平成26年4月1日に5パーセントから8パーセントに引き上げられるため、下水道使用料の消費税及び地方消費税相当分を改定するもの

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年4月1日

(2) 経過措置

- ア 改正後の規定は、平成26年4月1日（以下「適用日」という。）以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- イ 適用日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料について、次のとおり消費税等相当分を5パーセントとする。
- (ア) 適用日から平成26年4月30日までの間に初めて使用料の額が確定するものにあつては、その全額
- (イ) 適用日以後初めて使用料の額が確定する日が平成26年5月1日以後であるものにあつては、前回確定した日からの期間の月数に応じてその全額又は3分の2の額

議案第 6 号

松伏町課設置条例の一部を改正する条例

1 趣旨

企業誘致に関する事項を分掌する課を変更するための条例の改正

2 内容

企業誘致に関する事項を分掌する課の変更

現 行	変更後
企画財政課	まちづくり整備課

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第 7 号

松伏町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

1 趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、農業集落排水処理施設使用料の消費税及び地方消費税相当分を改定するための条例の改正

2 内容

消費税及び地方消費税の税率が、平成26年4月1日に5パーセントから8パーセントに引き上げられるため、農業集落排水処理施設使用料の消費税及び地方消費税相当分を改定するもの

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成26年4月1日

(2) 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る農業集落排水処理施設の使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 8 号

松伏町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、修学部分休業に係る期間の規定の整備等をするための条例の改正

2 内容

(1) 修学部分休業を承認することができる期間の規定方法の変更

	現 行	改正後
修学部分休業を承認することができる期間	2年以内	修学に必要なと認められる期間として、2年以内

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第 9 号

松伏町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、高齢者部分休業を取得することができる年齢を定めるとともに、規定の整備をするための条例の改正

2 内容

(1) 高齢者部分休業を承認することができる期間の規定方法の変更

	現 行	改正後
高齢者部分休業を承認することができる期間	定年退職日までの5年以内	55歳に達した日以後の日から定年退職日まで

(2) その他規定の整備

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第 10号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

1 趣旨

彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議するもの

2 内容

埼玉県市町村総合事務組合規約中「彩北広域清掃組合」を「鴻巣行田北本環境資源組合」に変更するもの

3 施行期日

平成26年4月1日

議案第 11号

町道の路線認定について

認定内容

2-763号線

松伏町大字松伏字内前野2638番7地先（起点）から
大字松伏字内前野2637番8地先（終点）まで

幅員 4.00m 延長 85.20m

2-764号線

松伏町大字松伏字内前野2370番5地先（起点）から
大字松伏字内前野2370番9地先（終点）まで

幅員 6.00m 延長 53.04m

2-765号線

松伏町大字松伏字新田2133番15地先（起点）から
大字松伏字新田2134番7地先（終点）まで

幅員 5.00m 延長 137.52m

議案第12号

町道の路線の一部廃止について

廃止内容

375号線

松伏町大字築比地字野銭46番5地先（起点）から
大字築比地字野銭45番5地先（終点）まで

幅員 2.73m 延長 16.18m

議案第13号

平成25年度松伏町一般会計補正予算（第7号）

1 補正前予算額	8,295,458千円
2 補正予算額	676,925千円
3 合計	8,972,383千円

議案第14号

平成25年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	3,975,137千円
2 補正予算額	979千円
3 合計	3,976,116千円

議案第15号

平成25年度松伏町介護保険特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	1,601,684千円
2 補正予算額	△83,230千円
3 合計	1,518,454千円

議案第16号

平成25年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

1 補正前予算額	199,856千円
2 補正予算額	10,977千円

3 合 計 210,833千円

議案第17号

平成26年度松伏町一般会計予算

1	本年度予算額	7,845,000千円
2	前年度予算額	7,850,000千円
3	比 較	△5,000千円

議案第18号

平成26年度松伏町国民健康保険特別会計予算

1	本年度予算額	3,999,309千円
2	前年度予算額	3,829,322千円
3	比 較	169,987千円

議案第19号

平成26年度松伏町公共下水道事業特別会計予算

1	本年度予算額	579,658千円
2	前年度予算額	663,269千円
3	比 較	△83,611千円

議案第20号

平成26年度松伏町農業集落排水事業特別会計予算

1	本年度予算額	7,572千円
2	前年度予算額	7,238千円
3	比 較	334千円

議案第21号

平成26年度松伏町介護保険特別会計予算

1	本年度予算額	1,537,703千円
2	前年度予算額	1,518,102千円
3	比 較	19,601千円

議案第22号

平成26年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算

1	本年度予算額	222,779千円
2	前年度予算額	198,000千円
3	比 較	24,779千円